

厚生労働省群馬労働局発表
令和3年11月30日

【照会先】
雇用環境・均等室
室長 篠田 幸一
主任雇用環境改善・
均等推進指導官 天野由紀子
(電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

12月は「ハラスメント撲滅月間」です！

群馬労働局（局長 丸山陽一）では、「改正育児・介護休業法 パワーハラスメント防止対策等説明会」を開催します。また、「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置しています。

1 「改正育児・介護休業法 パワーハラスメント防止対策等説明会」

令和2年6月に施行された労働施策総合推進法に基づく職場のパワーハラスメント防止対策が、令和4年4月1日から中小企業にも義務付けられます。群馬労働局では、次のとおり説明会を開催し、法の周知を図ります。

○開催日時

①オンライン形式 令和3年12月7日（火）・12月9日（木）・12月16日（木）
13:30～15:00

②参集形式 令和4年1月11日（火） 13:30～15:30

○会場（②のみ） 群馬県 JA ビル 大ホール（前橋市亀里町 1310）

○内容 ・改正育児・介護休業法
・パワーハラスメント防止対策
・改正女性活躍推進法（②のみ）

○申込先 群馬労働局雇用環境・均等室（電話 027-896-4739）

2 「ハラスメント対応特別相談窓口」

厚生労働省では、毎年12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。群馬労働局では、次のとおり特別相談窓口を設置しています。

○受付時間 8時30分～17時15分
（土日、祝日、年末年始を除く）

○電話番号 027-896-4739



〈添付資料〉

- 1 改正育児・介護休業法 パワーハラスメント防止対策等説明会
- 2 12月は職場のハラスメント撲滅月間です

働き方改革推進支援

改正育児・介護休業法 パワーハラスメント防止対策等 説明会のご案内

男性の育児休業取得促進などが規定された改正・育児介護休業法が令和4年4月1日以降順次施行されます。また、労働施策総合推進法に基づく職場のパワーハラスメント防止対策も、令和4年4月1日より中小企業にも義務付けられます。

本説明会(オンライン形式3回、参集形式1回)では、法改正の内容の他、労務管理の参考にしていただく内容を説明しますので、是非ご参加ください。

オンライン (ZOOM) 形式 (受付サイトより申込)

開催日時	定員	申込期限
令和3年12月7日 (火) 13:30~15:00 (接続開始 13:00~)	100	11月30日 (火)
令和3年12月9日 (木) 13:30~15:00 (接続開始 13:00~)	100	12月2日 (木)
令和3年12月16日 (木) 13:30~15:00 (接続開始 13:00~)	100	12月9日 (木)

参集形式 (メールにより申込)

開催日時	場所	定員	申込期限
令和4年1月11日 (火) 13:30~15:30	群馬県JAビル 大ホール 前橋市亀里町1310番地 ☎027-220-2530	100	12月28日 (月)

✳️参集形式のセミナーでは、女性活躍推進法に関する説明も行います。

※参加は申込順となります。定員に達した場合、参加をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

※申込方法は裏面をご覧ください。

● 説明会申込み～参加までの流れ ●

ZOOMによるオンライン参加希望の方

- ①参加希望の方は、下記登録用URLにアクセスいただき、会社名、お名前、メールアドレス等を事前にご登録ください。
URL : <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>



労働局・労働基準監督署説明会受付サイト



申込先QRコード

- ②受付完了メールにて、URL、ID、パスワードを通知しますのでご確認ください。
- ③当日、接続開始時間になりましたら、受付完了メールに記載されているURLにアクセスいただき、ご参加ください。

参集形式による参加希望の方

- ◆必要事項（※）をご記入の上、下記メールアドレスに送信してください。

メールアドレス gunma-kokin@mhlw.go.jp

※下記 1～4 をご記入の上、送信してください。

- 1 事業所名
- 2 参加者名 （各事業所、お一人様の参加をお願いします）
- 3 所在地
- 4 電話番号

- ◆メール受信後、当局より受付した旨のメールを受信した日の翌日以降返信します。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止・延期またはオンラインに変更する場合があります。これらの場合は当局よりご連絡いたしますので、あらかじめご了承ください。

※セミナー当日、体調不良や発熱がある場合、ご参加をお控えするようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※セミナー会場等において新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から対策を講じますが、参加される皆さまにもマスクの着用、手の消毒につきましてご理解・ご協力をお願いいたします。

※ご記入いただきました個人情報、本セミナーの目的以外に利用することはありません。

◆お問合せ先 **群馬労働局雇用環境・均等室**

☎ 027 (896) 4739

〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

群馬労働局では、ハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方の相談に応じています。

お気軽にご相談ください！

- ・パワーハラスメント
- ・セクシュアルハラスメント
- ・妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント など



ハラスメント対応特別相談窓口

開設場所 群馬労働局雇用環境・均等室
 受付時間 8時30分～17時15分
 (土日・祝日・年末年始を除く)
 電話番号 **027-896-4739**
 住所 前橋市大手町2-3-1
 前橋地方合同庁舎8階

※匿名でも結構です。プライバシーは厳守します。
 ※相談窓口は、年間を通じてご利用できます。